

SNS 時代の選挙と精神医学

Elections in the Era of Social Networking Service and Role of Psychiatrists

武田雅俊^{1) 2)} 渡邊幹生³⁾ 高橋泰子⁴⁾

¹⁾ 大阪河崎リハビリテーション大学認知予備力研究センター長：大阪府貝塚市水間 158 番地（〒 597-0104）

²⁾ 仁明会精神衛生研究所長

³⁾ 藍野大学医療保健学部看護学科

⁴⁾ 大阪河崎リハビリテーション大学言語聴覚学専攻

Masatoshi Takeda^{1) 2)}, Mikio Watanabe³⁾, Yasuko Takahashi⁴⁾

¹⁾ *Cognitive Reserve Research Center, Osaka Kawasaki Rehabilitation University : 158 Mizuma, Kaizuka-city, Osaka 597-0104, Japan*

²⁾ *Jinmeikai Institute for Mental Health*

³⁾ *Department of Nursing, Aino University*

⁴⁾ *Department of Speech Therapy, Osaka Kawasaki Rehabilitation University*

ABSTRACT : The 25th Election of the Upper House (21 Jun 2019) was the first national election of Japan in which social networking services (SNS) were effectively incorporated, bringing unexpected results which may affect the existing political party structure. This trend will change the qualification of politicians to be successful in any type of elections including president, prime minister, and other important persons related with national politics. American Psychiatric Association has approved the ethical code, so-called Goldwater Rule, to avoid publicizing professional opinions by psychiatrists on a public personality, but it may be the time to reconsider the credibility of this rule in the SNS era.

Key words : 第 25 回参議院議員選挙 (The 25th national election of upper house)、ゴールドウォーター・ルール (Goldwater rule)、タラスOFF・ドクトリン (Tarasoff doctrine)、ドナルド・トランプ (Donald Trump)、SNS (social networking service)、個人の保護 (protection of individual)

¹⁾ 武田雅俊 Masatoshi Takeda

E-mail : prof2001@gmail.com

1. はじめに

ご承知のように、わが国において完全普通選挙が導入されたのは、1945年（昭和20年）であり、この年に選挙権年齢は25歳以上から20歳以上に引き下げられた。それ以来71年ぶりとなる2016（平成28）年に選挙権年齢の拡大により、18歳・19歳の日本国民に選挙権が認められた。18・19歳が初めて投票した国政選挙は、2017年（平成29年）10月22日投票の第48回衆議院議員総選挙であった。このような動きと呼応するかのように、2013年（平成25年）4月に公職選挙法が改正され、インターネットを利用した選挙運動が認められ、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙活動が解禁された。総務省ガイドラインによると、ウェブサイト（いわゆるホームページ）、ブログ・掲示板、Twitter、Facebookなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ生放送など）、その他、今後現れる新しい手段は「ウェブサイト等を利用する方法」にあたり、一般有権者がSNSやインターネットを選挙運動に利用することができるようになった¹⁾。

2019（令和元）年7月28日の任期満了に伴う第25回参議院議員通常選挙は、7月4日に公示され、7月21日に投開票された。改選議席数は124議席（選挙区制74、比例代表制50）で、有権者数は満18歳以上の日本国民1億588万6063人であり、その48.8%が投票した。今回の参議院選挙では、SNS（Social Networking Service）の力が発揮され、これまでとは違う選挙結果をもたらした。

目を世界に向けてみると、2016年の米国大統領選挙にもSNSの影響が認められたが、その頃から政治家の資質や性格も変わってきたように思われる。社会の団結と統合を目指す政治家というより、社会の分断と対決を助長するような政治家が増加しているようにも思えてしまう。

このような観点から、本稿では精神医学が果たすべき役割、精神科医が心掛けておくべき職業倫理について考えてみた。ネットでつながれたSNSを活用する時代の情報伝達は、大量かつ瞬時の情報拡散と多大な影響を引き起こしうる。ネットが普及し、匿名でなんでも言えるようになってから、精神科医の発言や発信に対しても直接的な反応がなされるようになってきた。このような時代に精神医学と精神科医はどのように対応すべきかを考えてみたい。

2. SNSを活用した選挙

選挙は民主主義の根幹をなす重要な事業であるが、莫大な経費が掛かる。わが国では一回の国政選挙で約600億円が必要といわれている²⁾。当然、立候補する人も莫大なお金を用意する必要があり、総務省によると候補者一

人あたり約1,000万円が支出されており、最大の費用は印刷費418万という。選挙カー、ポスター、チラシ、ビラ、ハガキ、講演会など費用はいくらあっても足りないだろうが、最近はSNSを活用した政治活動や選挙活動を行う政治家も増えてきている。

一言でいうと、今回の第25回参議院議員通常選挙はSNSが力を発揮した選挙であった。グーグルで「参議院選挙2019年」を検索すると、大阪府選挙区参議院議員候補にしゃんた氏のホームページ（HP）がトップに出てくる。にしゃんた候補は、スリランカ生まれの顔はガイジンだけど心は日本人でニッポンのこと大好きと支持を呼びかけ、ツイッターとインスタグラムをフォローしてくださいと訴えていた。結果は、落選であったが、その後のニュースでは選挙運動のために雇った着ぐるみを着たアルバイトに賃金を支払ったことが発覚して処分を受けたという³⁾。

なんとといっても、今回選挙の話題は、「NHKから国民を守る党」と「れいわ新選組（レイ選）」の躍進であろう。「NHKから国民を守る党（N国）」は、元NHK職員の立花孝志氏がNHKに受信料を支払わなければいけないのかとのワンイシューに特化した選挙活動を展開した。選挙区に37人と比例代表に4人の合計41人を擁立したが、このような大量の選挙区候補者の擁立は、もとより当選を狙ったものではない。政党の必要条件とされている2%の得票率を超えることを目的とした戦略であり、これまでとは全く違った発想であった。結果的にN国は3.02%の得票率を獲得し、晴れて国政政党の要件を満たし、政党助成金5900万円を手に入れたという。立花氏のNHKをぶっ壊すとのユーチューブ再生回数は300万回を越え、自民党安倍首相の選挙CMの再生回数240万回を凌いだ。

一方「れいわ新選組（レイ選）」は、選挙区に1人と比例代表に9人の合計10人を擁立した。代表の山本太郎氏は、1974年11月24日生まれ。宝塚市出身の元タレントで、2013年7月の選挙で当選し参議院議員を1期務め、2019年4月に自由党を離党して政治団体「れいわ新選組」を設立して今回の参議院選挙に臨んだ。山本氏は、比例区全候補者の中で最多となる991,756票の個人名票を得たが、レイ選は、船後氏と木村氏の二人を特定枠としていたことから、山本氏自身は落選となった。山本氏の政見放送動画の再生回数は130万回を超え、山本氏の街頭演説の動画がSNSで大量にリツイートされ、SNS上での選挙戦略も含めて、その勢いは「れいわフィーバー」などとメディアで評された。レイ選の得票率は4.6%であり政党要件を満たすことになり、山本氏は国政政党代表となり、選挙後には複数の野党から連携を持ちかけられるなど注目されている。

筆者は、山本太郎氏についてある程度の知識はあったものの、レイ選所属の当選者二名についての知識は皆無であったので、以下にレイ選所属で当選された人物につ

いて記載しておく。^{ふなごやすひこ}船後靖彦氏は、1957年10月4日生まれ62歳。岐阜市生まれで千葉市に移り住み、千葉県立千葉南高等学校を経て、拓殖大学政治経済学部卒業。プロミュージシャンを目指すほどギター演奏が上手であったが、2000年5月に筋萎縮性側索硬化症（ALS）の診断を受け、2002年には人工呼吸器、胃瘻を装着し、2008年には最後まで動いていた右手中指も麻痺状態となった。ALS発症後に出家して国政選挙に当選した人としては船後氏が世界初といわれている。木村英子氏は、1965年5月11日横浜市生まれの54歳。生後8か月の時、歩行器ごと玄関から落下し頸椎を損傷し重度の身体障害者となった。1984年、神奈川県立平塚養護学校高等部を卒業し、19歳で東京都国立市にて自立生活を始め、1994年、東京都多摩市に自立ステーションつばさを設立し、障害者の自立支援運動に携わってこられた⁴⁾。

今回の選挙から導入された比例区の特定制度は一つの問題を投げかけたのかもしれない。もともと比例区選挙では、個人名と政党名を記入するが、拘束名簿式と非拘束名簿式がある。拘束名簿式は、各政党が候補の順位を予め決めておく方法で、政党が決めた順位に従って上から順番に当選者が決められる。これに対して非拘束名簿式では、各政党は順位を決めず、有権者が政党名あるいは候補個人名で投票すると、候補者個人の得票数に応じて名簿の順位が決まる。現在の参議院選挙では非拘束名簿式が採用されているが、特定制度は、各政党が望む場合には「拘束名簿式」を採用できるとする制度であり、各政党は、比例候補全員から1人少ない人数を限度に特定枠として比例代表の選挙に出馬させることができる。このような特定制度は、選挙を実質的には拘束名簿式として運用したいとする政党の抜け穴となりうる事が露呈した形となった。

3. 政治家の資質とは

もとより政治とは富の配分であり、政治活動自体が富を生産することはない。しかしながら国や自治体の決定に関わることにより政治家には時として大きな権力が集中する。したがって、政治家に必要な素質として、第一には自分を犠牲にして全体のことを判断できる人であることが要求されよう。言葉を変えると、高い道徳心を持つ人、多くの人から尊敬される人、人の模範となる生き方をしている人、品格のある人などと表現することができるかもしれない。経済活動を含む多彩な社会活動の中には意見の異なる人たちがおり、時には意見の対立もある。そのような意見の調整役を引き受けて、特定個人の利益に偏らないように公平な判断をするのが政治家の仕事だと思っている。

昔から有能な政治家は、様々な事柄を多面的に考え多方面に気配りをして、バランスの取れた判断を下してき

た。このような事情から、自分の利益に煩わされない公正無私の資質は政治家には重要な要件とされてきた。もちろん、政治家の判断に不平を抱く人も多いが絶妙なバランス感覚と指導力によってその時の社会をまとめ上げるといった役割が政治家に期待されていた。このような事情から政治家には高い倫理と道徳が要求されてきた。政治的な判断をなすためには、多くの人から信頼を得ることが必要であり、あえて「李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」と疑念を持たれるような行為は慎むものとの意見が多かった。

選挙は特定の人を選ぶ行為である。候補者の人物を知ること、その人の考え方、知識、能力、バランス感覚を知ったうえで投票したいものである。これまでの選挙では、講演会や集会、街頭演説に加えて、選挙公報や新聞、ラジオやテレビなどのメディアが候補者像を伝えてきたが、今やSNSは選挙戦において大きな力を発揮しているが、本当の人物像を理解するためには十分な道具とは言えないのかもしれない。

4. SNSによる情報の拡散

代表的なSNSとして、フェイスブック（Facebook,2004年設立）、ツイッター（Twitter,2006年設立）、インスタグラム（Instagram,2010年設立）がある。フェイスブックはもともとハーバード大の学生間のツールであったが、その後多くの大学生と高校生に開放され、最終的には13歳以上のすべての人に開放された。2008年に日本語版が公開され、2009年には世界最大のSNSとなり、世界中で20億人以上が利用しているという。ツイッターは、280文字（日本語は全角140文字）以内の「ツイート」や画像・動画を投稿できるSNSであり、2011年に日本法人が設立された。トランプ大統領が活用していることでも知られるが、ツイートを自分のタイムラインに表示できるようにしているフォロワー数の多い著名人のツイッターはよくリツイートされ、情報は一気に拡散する。インスタグラムはFacebook社が提供している写真共有アプリであり、2014年に日本語アカウントが開設され、日本の月間アクティブユーザー数は2千万人を超えているという。「インスタ映え」という言葉も生まれ、2017年の新語・流行語大賞年間大賞に選ばれた。

このようなSNSは共通の友人、話題、趣味などを通じて他人とつながり情報を共有しようとするサービスであり、特に若い世代に多くの登録者を集めている。特定のテーマで一定の集団を引き付けることができるのがSNSの利点であり、また同時に欠点にもなりうる。

選挙で投票する場合、候補者の人物を良く知らずして投票することはできないはずであるが、SNSを通じて形成されたゆるい共同体に仲間意識が醸成されて、知り合いのように思えてしまう。このような仲間意識は得てし

て、自分たちのグループが正しいという思い込みにとらわれてしまい、自分が所属しているグループの意見だけを過剰に評価して、それ以外の事実を受け入れようとしなくなり、情報操作の罠に陥りやすいという指摘もある。

最近、フェイクニュース（Fake News）という言葉をよく耳にする。フェイクニュースとは、SNSやソーシャルメディアを通じて拡散されるデマや嘘ニュースのことである。ブログやウェブサイトから発信される巧妙な嘘から個人ユーザーによる安易なツイートまで様々なものがあるが、ツイッターやフェイスブックなどを通じて爆発的に拡散されることがある。2016年のイギリスで行われたEU離脱を決める国民投票に際して「イギリスは毎週3億5000万ポンドをEUに支払っている」とのフェイクニュースがEU離脱派の党首により流されたことにより、国民投票におけるEU離脱の決定を後押ししたといわれている。2016年のアメリカ大統領選挙においては「ローマ法王がトランプ候補の支持を表明」「ヒラリー・クリントンがイスラム国に武器を売却」など様々なフェイクニュースが流されたともいわれている。

5. 二大政党制の崩壊とポピュリズムの台頭

これまで二大政党制は民主主義の屋台骨をなす制度として機能してきた。英国の労働党と保守党、米国の民主党と共和党、我が国にも以前は55年体制といわれた自由民主党と社会党の時代があった。今やこの二大政党制が崩壊しようとしている。異なる意見をくみ上げたいうで調整して妥当なバランスの中で何らかの社会の決定を導こうとする制度そのものが貶められているように思われる。

二大政党制の崩壊の後には、ポピュリズムの台頭が世界中で見られ始めている。ポピュリズムは国民に当面のあたりさわりの良いメッセージを与え、長期的な社会の責任を放擲するといわれているが、無責任な一般民衆に響く心地良い夢を与えて選挙に勝利することが優先されるようになってしまったのではないかと。そして、このようなポピュリズムの台頭とSNS時代とが、時期を合わせたように同時に起こっていることは看過できない事実である。SNSはポピュリズムの温床であり、手っ取り早く人々の考えを一定の数に押し上げるのに役立つからである。そして多くの場合、ポピュリズムの主張は、対立と分断であり、本来の政治が目指すべき、統合と融和からは程遠いものであり、両者の発生時期が符合するという事実には注目しておきたい。後でも述べるが、トランプ氏の勝利はアメリカを分断したと言われている。相手を完膚なきまでに叩きのめし、一方の利益に固執するあまり、世界の調和がなおざりにされているともいわれている。

6. ゴールドウォーター・ルール

米国精神医学会（American Psychiatric Association; APA）は、公人に対して診察することなく職業的専門家として発言することを禁じる倫理綱領を定めている。精神科医の間では、ゴールドウォーター・ルール（Goldwater Rule）として知られており、患者を診ることなしに専門的意見を公開することへの警鐘と受け取られている。

トランプ氏が米国大統領選挙に出馬して以来、米国の精神科医の間では、このゴールドウォーター・ルールの是非について議論されるようになったが、このような状況について既に別の機会に述べたことがあるが⁵⁾、まずゴールドウォーター・ルールが取り決められた経緯について述べておく⁶⁾。

1963年11月、ジョンFケネディ第35代米国大統領が凶弾に倒れた後、リンドンBジョンソンが副大統領から大統領に昇任し、翌1964年に現職ジョンソンに共和党候補バリー・ゴールドウォーター（Barry Goldwater）上院議員が挑戦する大統領選挙が行われた。当時は長引くベトナム戦争が米国民の最大の関心事であったが、ゴールドウォーター氏のベトナム戦争での核兵器使用に言及した発言は物議をかもし、ゴールドウォーター氏は「扇動的な極右の政治家」としてメディアからの批判を受けていた。ジョンソン陣営は、ゴールドウォーター氏を「人種差別主義者であり核戦争へ突入させる人」と印象付ける作戦をとり、共産主義と核兵器の脅威を広め、テレビを通じた大々的なキャンペーンを繰り広げた。

そして、この米国大統領選挙期間中の1964年9月、ファクト誌（Fact Magazine）は、多数の精神科医にアンケートを送り、ゴールドウォーター氏の心理状態は大統領職に適切と思うかとの質問に対する専門職としての意見を求めた。このアンケートに対して精神科医からはさまざまな回答が寄せられた。「ゴールドウォーター氏は慢性的な精神異常」「妄想型統合失調症と思われる」「傲慢な万能感に支配されている」などの回答があったが、なかには「精神科医は一市民として候補者についてコメントすることは許されるが、精神医学的な診断を下すべきではない」「ゴールドウォーター氏の精神状態に関して職業的な意見を求めるのは精神医学が何たるものかを理解しておらず、このようなアンケートは不適當であり、雑誌はこのようなアンケートについて謝罪すべきである」との意見も寄せられた。

米国精神医学会（APA）は1964年12月1日付でファクト誌編集長に「今回のアンケート結果を出版するならばAPAはこのような調査が適切でないことを示すためにあらゆる法的手段を行使する」との手紙を出し、当時のAPA理事長Daniel Blainもこのようなアンケートには科学的・医学的に正当な根拠がないと表明した。

結局、1964年大統領選挙は、ジョンソン氏が486票対

52票の大差でゴールドウォーター氏を破り大統領となったが、ゴールドウォーター氏はアンケートで彼に精神障害があると回答した精神科医たちの見方を伝えたファクト誌を相手取り提訴した^{7,8)}。この事案を受けてAPAは1973年に倫理要綱7.3を設定し、この条項がゴールドウォーター・ルールと呼ばれるようになった⁹⁾。

この倫理要綱では、「精神科医は、十分な診察を行うことなく、また正当な理由なく、公的な人物に関する専門家としての意見を公表することは倫理的に認められない」とされており、精神科診療の境界を定めて、専門家としての質の担保をするために、また不用な公人の人格攻撃にならないように、公人の権利を守るために定められたものである。このルールは精神科医の一定の信頼性を醸成するために必要なものと考えられていた。APAの倫理要綱7.3の和訳は以下のとおりである。

「時に、精神科医は公的に関心を持たれている人物やメディアを通じて伝えられる人物について意見を求められることがあるが、このような場合に精神科医は一般的な精神医学的な事柄を一般と共有してもよいが、その個人を診察し適切な同意を得ることなしに、精神科医が専門家としての意見を公表することは倫理的に正しくない。」

7. タラソフ・ドクトリン

一方、ゴールドウォーター・ルールとは別の立場のタラソフ・ドクトリン (Tarasoff doctrine) もよく知られている¹⁰⁾。

1967年9月、インドからの留学生ポッダー (Prosenjit Poddar) がカリフォルニア州立大学パークレイ校に大学院生として入学した。10月に国際交流会館でのフォークダンス会に参加してタラソフ (Tatiana Tarasoff) に出会ったポッダーは、彼女に好意を抱き何度かデートした。タラソフには付き合っている彼氏がおり、ポッダーの一方的な片思いであった。彼女からの拒絶に対してポッダーはストーカー行為を繰り返すようになり、精神変調をきたした。抑うつ状態となり、身なりを構わなくなり、授業にも出なくなり、自閉的になった。1969年にポッダーはパークレイ校附属病院で心理士ムーア (Dr. Lawrence Moore) の診療を受けて彼の患者となった。診察したムーア博士はポッダーが妄想型統合失調症に罹患しており、またポッダーがタラソフに対する殺意を抱いていることを知り、キャンパスポリスに連絡し、ポッダーを拘束する必要があると書面で通告した。ポッダーはいったん拘留されたが、引き続いての拘留は必要ないと判断され釈放されたが、1969年10月にポッダーはタラソフを刺殺してしまった。ポッダーは逮捕され殺人罪で有罪となったが、タラソフの両親は、ムーア博士と大学当局とを相手取り、事前にタラソフ本人にそのような危険性を警告しなかったことがこのような結果を招いたとして訴訟を

提起した。

いわゆるタラソフ・ドクトリンとは、この訴訟に対するカリフォルニア州高等裁判所の判断であり、「メンタルヘルス専門職は自分の患者により他人が傷つけられる恐れがある場合にはその対象となりうる人を危険性から保護する義務がある」とする判断を示した。1974年の最初の判断では、危害の恐れがある個人に警告することを必要としたが、1976年の判断では、専門職は、警察に知らせるか、想定される被害者に警告するか、その他の恐れのある個人を守るための合理的手段をとることなど、いくつかの方法による保護義務が認められた¹⁰⁾。

このような判断に基づけば、メンタルヘルス専門職は、超現実快楽主義者が絶大な権力を手にすることによる危険性と脅威について、社会に発信することが求められるとも考えられよう。実際トランプ氏は突然の気まぐれで言うことが180度変わる。例えば、ヒラリー・クリントンの私的メールを調査していたジェイムズ・コミー FBI長官を繰り返し褒め称えていたが、コミー長官がトランプ氏のロシア疑惑を調査し始めた途端、2017年5月にコミー長官を罵倒し突然に解任した。トランプ氏は選挙期間を通してNATOは時代遅れの長物と主張していたが、選挙が終わった途端にNATOは必要だと言い出した。このようなトランプ氏の一貫しない気まぐれな発言を考えて、トランプ氏はロシア疑惑から人々の注意をそらしたいという自分のエゴのために戦争を始める可能性を指摘する識者も多い (註1)。

ワシントンポストのボブ・ウッドワードは『Fear: Trump in the White House』(邦訳『Fear 恐怖の男 トランプ政権の真実』)¹¹⁾において、トランプ氏がロシア疑惑をめぐって不満を爆発させ、仕事も手につかない状態になる姿を描いており、2017年2月にトランプ氏は、ダンフォード統合参謀本部議長に、北朝鮮への先制攻撃計画を要求したという。2018年初頭までは、トランプ氏は北朝鮮の金正恩委員長をロケットマンと揶揄し、金正恩の「自らの執務室のデスクに核ボタンがある」の発言に対して、「私も核ボタンを持っている。彼のよりもずっと大きく、もっとパワフルだ。」とツイートしていたが、2018年6月のシンガポールでの米朝首脳会談の後には、金正恩を偉大な指導者と評した。このような気まぐれを考えるとある意味ではドナルド・トランプ氏は世界で最も危険な人物かもしれない。タラソフ・ドクトリンに従えば、このような危険性を社会に発信することは重要な社会貢献の一つとも考えられる。

8. 2016年大統領選挙

2015年6月16日、トランプ氏はトランプ・タワーで大統領選挙に立候補すると発表し、「アメリカを再び偉大に (Make America Great Again)」のスローガンを発表した。

共和党指名を争う予備選挙には17人の史上最多の候補者がおり、当初はメディアによるトランプ氏の評価は低く泡沫候補とみなされ、真剣には受け止められなかったが、スーパー火曜日の選挙でトランプ氏は勝利を収め、2016年5月3日に共和党候補の指名を勝ち取った。

共和党候補の指名を受けた後、トランプ氏は民主党候補ヒラリー・クリントンに対するキャンペーンを開始した。世論調査では2016年の大半を通じてクリントンがトランプ氏を大きくリードしていたが、7月上旬にFBIがクリントンの私的電子メール使用問題を発表してから、クリントンのリード幅は小さくなった。2016年9月26日、トランプ氏とクリントンは、ニューヨークでの一回目の討論会に臨み、アメリカ史上最も注目された大統領選挙討論のテレビ放送となった。2回目のセントルイスでの大統領選挙討論会の直前に、トランプ氏が性的に露骨な発言をする漏洩テープが問題とされた。10月19日にラスベガスで開催された最終大統領選挙討論会では、結果にかかわらずトランプ氏が選挙の結果を受け入れるかどうかを表明することを拒否したことが非難された。

2016年11月8日、トランプ氏は306人、クリントンは232人の選挙人を獲得し、トランプ氏が米国大統領に決定した。トランプ氏は選挙人数では上回ったものの、獲得した有権者数ではクリントンが65,853,514票(48.18%)、トランプ氏が62,984,828票(46.09%)で、選挙前の世論調査ではヒラリー・クリントンが一貫してリードしていたこともあり、トランプ氏の勝利は大きな衝撃となり一種の政治的混乱を引き起こした。トランプ氏は、米国史上最も金持ちの、軍務あるいは政治家を経験していない最初の大統領となった。

9. トランプ氏のロシア疑惑とその調査

2016年半ばにトランプ氏の選挙キャンペーンへのロシアの介入についてFBIによる調査が開始され、2017年1月、アメリカの諜報機関(CIA、FBI、NSA)は共同で、ロシア政府が2016年大統領選挙に干渉したと発表した。2017年3月、FBIコミー長官は、議会において「FBIは2016年大統領選挙に対するロシア政府の干渉と、トランプ個人のつながりについて調査している」と述べた。そして、6月8日の上院諜報委員会で、コミーはロシアの干渉を「疑う余地がない」と断言した。実際、トランプ氏の選挙参謀であったポール・マナフォールトは、ウクライナの大統領選挙で親ロシアの政治家ヴィクトル・ヤヌコビッチが勝利するのを助けるために働いていた。元国家安全保障顧問のマイケル・フリンや政治コンサルタントのロジャー・ストーンは、ロシア当局者となつながりがあり、彼らが11月の選挙前後にロシアの役人と接触していたことも明らかにされた。

2017年5月17日、ロッド・ローゼンスタイン副検事総長

は元FBI長官のロバート・ムラーを特別監察官に任命した。トランプ氏は選挙キャンペーン中のロシア政府との共謀を繰り返し否定してきたが、ムラーは、選挙キャンペーン期間のトランプ氏とロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコ、カタール、イスラエル、および中国との関係について調査した。2018年4月、特別監察官がトランプの顧問弁護士マイケル・コーエンの事務所と自宅を搜索すると、トランプ氏はムラーを激しく非難し、2018年8月トランプ氏は司法長官に対して「特別監察官による調査を魔女狩りと表現し、この調査をやめるべき」と発言した。

2018年8月21日、元トランプ選挙運動委員長のパール・マナフォールト(Paul Manafort)は、偽造申告と銀行詐欺の重罪8件で有罪判決を受けた。トランプ氏は、マナフォールトについて、「彼のような勇敢な人に敬意を表したい」と述べ、トランプ氏はマナフォールトの恩赦について考えていると伝えられたが、下院審判委員会はマナフォールトの恩赦は正義への妨害罪につながると警告した。2018年11月29日、マイケル・コーエンは、モスクワにトランプ・タワーを建設するプロジェクトに関して議会で嘘の証言をしたことを認め、司法取引に応じた。このようなムラーの捜査によりトランプ陣営で働いていたコーエン(Michael Cohen)、マナフォールト(Paul Manafort)、ゲイツ(Rick Gates)、パパドポラス(George Papadopoulos)、フリン(Michael Flynn)の6人が有罪判決を受けた、さらに2019年1月25日に、ロジャー・ストーンが逮捕され、合計7人が刑事訴追された。

ムラーは特別検察官として、ロシア政府とトランプ氏の選挙運動関係者の共謀関係の捜査を進めて2年足らずの間にロシアの個人または組織29組を告発し、トランプ氏の側近7人を起訴し、トランプ氏の選挙対策チームとロシアの驚くべき共謀関係を明らかにしたが、トランプ氏が新たに任命したバー司法長官は、議会にはムラー報告書の概要のみを示すとしており、大統領の関与を強く示唆する証拠は公開しない方針である。ムラーの捜査がきっかけとなり、トランプ氏自身の不正行為に対する捜査や追及が始まる可能性はある。トランプ氏の最側近だったマイケル・コーエン元顧問弁護士が公聴会で、「トランプは税関係書類の虚偽記載に関連して平気で法律を破る詐欺師だ」と証言し、「トランプのロシアとの共謀について直接証拠はないが、疑惑を持っている」と語り、「ロシアの情報機関とつながりのある弁護士とのトランプ・タワーでの会合を主導したのはトランプだったと思う」とも主張した。また「2016年大統領選の対立候補だった民主党ヒラリー・クリントンに打撃を与える電子メール事件をウィキリークスが公開するという情報をトランプは事前に知っていた」とも語った。

2019年3月22日、ムラー特別検察官は、ロシア疑惑の報告書を提出した。翌日3月23日、新たな訴追はないと

いう話が伝わると、トランプ・タワーの外では、トランプ支持者数百人が「共謀なしの日」を祝った。そして3月24日、与野党双方から同報告書の全文を公開するよう求める声上がるなか、司法省は上院司法委員会にムラー報告書の概要を送付し「本捜査では、トランプ陣営のメンバーがロシア政府と共謀または連携したとは立証されなかった」と述べた。トランプ・タワーの外で集会を行った支持者たちは家族総出で「トランプ2020」の横断幕を振り、ベビーカーに乗った赤ん坊たちまでが「MAGA（アメリカを再び偉大に、の頭文字）」のロゴ付き野球帽を被っていた。ロシア疑惑の捜査で共謀なしと認定されたトランプ氏は反転攻勢に転じ、3月25日、「疑惑捜査に絡んでウソの証言をした人々は「国家への反逆罪」にあたりと厳しく批判した。ロシア疑惑をめぐる捜査の結果、焦点だった大統領選挙でのトランプ陣営とロシアの共謀については認定されなかったが、2019年3月米クイニピアク大学が行った世論調査では、トランプ氏が大統領就任以前に犯罪に関与したと考えるアメリカ人は64%、任期中に犯罪に関与したと考える人も45%に上った。ムラー報告書は一般書籍として発売されるほど米国民の関心を集めた¹²⁾。

10. トランプ氏とソーシャルメディア

トランプ氏は2009年3月にツイッターをはじめて以来、ソーシャルメディアでのプレゼンスが世界中で注目を集めている。トランプ氏は、2016年の選挙キャンペーンでツイッターを活用したが、大統領に就任してからのツイート回数は著しく増加した。トランプ氏は大衆との直接のコミュニケーション手段としてツイッターを使用し、報道機関に反対する姿勢を貫いているが、トランプ氏がツイートした主張の多くは誤っていることが証明されている。ファクトチェッカーによる調査では、トランプ氏は大統領に就任してから最初の263日に合計1,318回の虚偽発言をしたとされており、ニューヨークタイムズは、トランプ氏は就任後99日間のうち91日は毎日1つ以上の虚偽または誤解を招く発言をしていたとしている¹³⁾。ワシントンポストも、トランプ氏は2018年末までの段階で、事実に反する発言を約7,600回以上行った。2018年は、一日平均15回の実事関係に誤りのある発言があり、2017年に比べて3倍の頻度にのぼったという¹⁴⁾。

11. ゴールドウォーター・ルールを支持する議論

2016年米国大統領選挙は、ゴールドウォーター・ルールに対して大きな論争を引き起こすこととなった。当時の米国精神医学会会長のマリア・オクエンド (Maria A. Oquendo) は、2016年8月、会員向けのブログで、ゴールドウォーター・ルールを破ることは無責任であり、非

倫理的であると述べた。現代の情報社会では、個人の豊富な情報に簡単にアクセスすることが可能であり、大統領候補者の心の中を理解したいという願望があることには一定の理解を示したが、精神科医が患者に実際に会うことなく診断を行なうことは不可能であり、そのような行為は精神医学への信頼を損ない、患者も診断を信用しなくなってしまう可能性があると主張した¹⁵⁾。そして、2017年3月に、米国精神医学会倫理委員会の意見をとりまとめて「精神科医は、公衆の注目を集めている個人が国や国家の安全保障に脅威を与えていると信じる場合、その個人について意見を述べるができるか？」という質問に対して以下のように回答した¹⁶⁾。

「倫理規程の第7条3項（いわゆるゴールドウォーター・ルール）には、精神科医は一般的な精神医学問題に関する専門知識を一般社会と共有することはできるが、精神科医が実際に診察をすることなく公表された情報に基づいて専門的意見を提供することは非倫理的であると明記されている。その論理的根拠は以下の通りである。

- 1) 精神科医が、同意を得ることなく公人の行動、症状、診断などについてコメントした場合、「精神医学的評価は同意またはその他の許可を得て行われる」という基本原則に違反する。精神科医と患者との関係は相互の同意に基づかねばならない。（ただし、法医学的評価のような状況においては、精神科医は裁判所命令その他の法的認可に基づいて個人を評価することが可能である。）
- 2) 精神医学的診断は、徹底的な問診、診察、および付随する情報に基づいた評価という文脈で行われる。精神科診療の基準に従った評価や診察を行うことなしに意見を出すことは、職業上の方法論からの逸脱であり、精神科医個人と職業自体の品位を汚すものである。
- 3) 精神科医が一度も診察したことのない個人について医学的意見を提示するという行動は、精神疾患を持つ人々の精神科医、臨床、診断、機密保持に対する信頼を損なう可能性がある。

またDSM-IVを取りまとめたアレン・フランシス (Allen Frances) は、2017年9月に、「トランプ氏は精神障害の基準を満たしていない」と寄稿し¹⁷⁾、その中で「トランプ氏に対して最も頻繁に下される3つのアームチェア診断（実際の診察を伴わない診断）①自己愛性パーソナリティ障害、②妄想性障害、③認知症は、どれもひどい誤解だ」と述べ、DSMが政治的に利用されることへの危惧を表明した。フランシスによれば、トランプ氏は間違いなくナルシズムの典型ではあるが、成功者の中には、きわめて自己愛が強いが精神障害にはあたらないという人も多い。トランプ氏が「自己愛性パーソナリティ障害」にはあたらないと考える理由について、そうした人物は、利己的で共感性に欠けた自己陶醉と同時に自分の中に相

当な苦悩や障害を抱えるものだが、「トランプ氏はたしかに、他人にそうした苦悩や障害を与えているものの、彼のナルシズムが彼自身にそういう悪影響を与えているようにはみえない」と指摘している。

12. ゴールドウォーター・ルールに反対する議論

米国大統領選挙中のトランプ氏の選挙活動は、ある意味では衝撃的でありこれまでの政治家の行動規範を大きく踏み越える言動が多く見られたことから、米国の精神科医の中にはこのような事態に何らかの対応を考えるべきとする意見が出されるようになった^{18, 19)}。そして2017年4月20日にエール大学で開催された「専門家の役割に社会への警告も含まれるのか?」とのシンポジウムが開催された。このシンポジウムにおける講演者の原稿を取りまとめた27人のメンタルヘルス専門家の論考『The Dangerous Case of Donald Trump: 27 Psychiatrists and Mental Health Experts Assess a President』が2017年10月に出版されて話題を呼んだ²⁰⁾。この書物の著者27人は、社会貢献の役割を果たすためにゴールドウォーター・ルールを改訂すべきとして、次のような問題点を指摘している。

- 1) 公共の健康福祉に対する明らかな現実的な危険がある場合には、精神科医は公的人物の精神的問題を公に議論する責任があることを正式に認めるべきである。
- 2) 精神科医が、社会的にメンタルヘルス専門家として声を上げる権利を認めるべきである。
- 3) 自分たちの専門領域に関する事柄については、その専門的知識を用いて市民を啓発することは、私たち専門職の義務であることを確認する。
- 4) 市民に向けての意見表明においては、自分たちの知識の限界を尊重し、その限界を明確に認めて発言することが求められる。
- 5) 個人的な感情的な好みにより動機づけられている場合には、個人を同定されるメンタルヘルス専門職として発言することを控えることが望ましい。個人名を明らかにしたメンタルヘルス専門職としての発言は、公共の福祉が特定の公人により明らかな現実的な危機にさらされている場合に限られる。
- 6) ゴールドウォーター・ルールが主張しているメンタルヘルス専門職が公人の精神機能について診察することなく発言することは非倫理的であるとの主張は、必ずしも正しくなく、科学的根拠に乏しい。特にゴールドウォーター・ルールが定められた1973年と比較すると個人的な対面診察だけが精神機能の評価手段ではないとの認識が広がっている。
- 7) 以上の観点を考慮することにより、我々は精神医学専門用語を乱用することにより精神障害を取り扱う

個人に対する偏見を避ける必要があることを認める。

- 8) このような点を考慮するとゴールドウォーター・ルールは、時代遅れで、非論理的で科学的根拠を欠いており、このルールの改変が必要である。現行のゴールドウォーター・ルールは、公共の福祉を守るためのメンタルヘルス専門職の努力を阻止している部分がある。

この書物には、専門家である精神科医が声を上げないのは公益に反すると考える人たちが寄稿しており、ゴールドウォーター・ルールはある意味では不必要に言論を統制する方向に導きうることを指摘している。そして精神科医はトランプの共感能力の欠如、衝動性、集中力持続の困難、自己愛、被害妄想などの特質が大統領としての執務能力を損なうものであることを国民に警告する義務があると主張している。

その主張は、「メンタルヘルス専門職は、これまで自らに課したゴールドウォーター・ルールに従い沈黙してきた。この重要な時期に、不安を抱く社会に対して精神医学の専門知識を与えられなかったが、もうこれ以上沈黙を続けるわけにいかないほど状況は危機的だと懸念する。トランプの発言と行動は、共感能力の深刻な欠如を示している。このような特質を持つ人物は、自分の心理的状態に合わせて現実を歪め、事実と事実を伝える人々を攻撃する。このような人物が権力を持つリーダーとなると、自身の偉大さを確認するために、そのような攻撃性が増す可能性は高い。トランプ氏の言動は、深刻な情緒不安定を示しており、我々は、トランプ氏は大統領職を安全に務める能力がないと考える」との内容に集約される²¹⁾。また、レオナルド・グラス (Leonard Glass) は、記者や評論家や政府関係者がトランプ氏のツイッターなどからトランプ氏の異常な行動を説明しようと手探りする中で、専門家である精神科医が、そのような行動の根底にある感情、思考パターン、信念に関する分析を提供することを許さないゴールドウォーター・ルールは、「国民が専門的判断に接する機会を奪い、精神科医が大統領の精神状態についての理解を国民に伝えることを妨げるものである」とし、トランプ氏の場合には、本人が直接発信するSNSや動画を含め、判断の根拠として利用できる発言や行動が非常に豊富であるため、「確定的ではないが、情報に基づいた仮説」を提供することが可能だと主張している²²⁾。

トランプ氏は、モラルに反することをし続け、嘘をつき、欺き、自分の欲しいものを手に入れるために他人を操作し、自分のために他人を傷つけ、自分の利益のために他人の寛恕を気にしない人である。このようなトランプ氏は、狂っているのか、狂っているふりをしているのかという質問に対する答えはソシオパシー (sociopathy) に求められる。他人に対する思いやりや他人を傷つけないこ

とは、すべての動物に共有されている特性であり、どんな動物でも、他の人（動物）が傷つき困っている時には、自分の縄張りや性的相手を獲得しようとしている場合を除いて、他の個体を助けようとする。人ではこのような他人に対する思いやりは共感性と呼ばれている。すべての人にはこのような共感性が備えられているが、ソシオパチーの人はこの共感性が乏しい。このような意味から、共感性の欠如がソシオパチーの本質であり、ソシオパチーの人は、罪の意識が欠如しており、意図的な操作性を有しており、自分の利得のために他人を平気で傷つけてしまう。ソシオパチーの人は狂ったふりをしているというよりも人としての本質を欠損しており、重大な精神的問題を抱えている^{23, 24)}。

13. おわりに

トランプ氏が掲げている「アメリカ第一主義」は自国中心の考えであり、極めて皮相な考えである。誰でも自分が一番可愛いことは当たり前であり、そんな軽薄なことは口にすべきでない。本能的な自己愛をどのように克服して社会的な協調を実現するかが問われているようにも思う。

SNSはもともと共有する仲間のネットワークを作り上げるために用いられるようになった文明の利器であるが、それが選挙で利用されると、使い方によっては文明の利器は凶器ともなりうることを知っておきたい。安易な仲間の形成は、社会の分断と対立を引き起こす可能性がある。

どこかの国でも似たような現象が散見される。強いチームが相手を完膚なきまでに叩きのめすという兆候はないのか、弱者を思いやろうとする心配りが忘れ去られようとしていないか気を付けたいものである。

品位・品格とは、相手に気づかれなくても相手への尊敬と思いやりを示す行動であろう。「李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」との故事があるが、疑念を招くような行為は避けよといういましめであることは言うまでもない。政治家として多くの人に影響を与えうる立場に立つ人には、このような品位と品格を求められているのではないかと思う（註2）。

（註1）

英語に wag the dog というイディオムがある。wag は、振る、振り動かすの意味の動詞であり、犬が尻尾を振る（dog wags the tail）のが当たり前であるのに、尻尾が犬を振る（tail wags the dog）という通常はあり得ないことを示す表現から、「本末転倒、重要なことを些末なことにすり替える、小さな理由から大きな決定を左右する」ことを意味する。

1997年に公開された米国映画 Wag the Dog（邦訳ウワ

サの真相／ワグ・ザ・ドッグ）は、選挙戦を控えた大統領のセックススキャンダルから国民の目をそらすために、アルバニアとの関係が緊張状態にあるとの偽情報（フェイクニュース）をマスコミにリークし、政界の揉み消し屋がアルバニアとの戦争をでっちあげる様子を描いた風刺作品。ベルリン国際映画祭審査員特別賞を受賞した、リー・レヴィンソン監督、ロバート・デ・ニーロ、ダスティン・ホフマン出演の作品。この映画で描かれたストーリーは公開1か月後に現実となった。当時のビル・クリントン大統領がインターン女性とのスキャンダルを起こし、1998年8月にスーダンの製薬工場をミサイル攻撃し、さらに弾劾訴追直前の1998年12月にイラクを爆撃した。クリントン大統領は弾劾された二人目の米国大統領となったが、議会上院での罷免を免れた。

2019年12月13日、米国下院はウクライナ疑惑における権力乱用と議会妨害の罪でトランプ大統領の弾劾訴追を決定した。この弾劾はムラー報告書でも触れられていたトランプ氏が2016年大統領選挙においてヒラリークリントンのメールをリークするようロシアに教唆したという「ロシア疑惑」とも関係づけられる内容を含めた訴追であった。トランプ大統領は、その直後2020年1月にイラン革命防衛隊のガゼム・ソレイマニ司令官を殺害する暴挙にでた。そして、米国とイランの間に戦争の危機が懸念される事態となったが、これは wag the dog ではなかったのか。米国上院における弾劾には2/3以上の賛成が必要とされており、共和党が過半数を占めている上院での大統領罷免の可能性は低いとされていたが、2020年2月5日米国上院は、権力乱用について賛成48/反対57、議会妨害について賛成47/反対53の票数でトランプ大統領を無罪と評決した。そして、トランプ大統領は、弾劾は民主党のでっち上げとの主張を声高にツイートし、共和党候補として本年11月の大統領選挙に臨むこととなった。

（註2）

2020年11月には再選を目指すトランプ大統領と民主党候補との間で大統領選挙が行われる予定である。米国大統領の選挙は各州から選出された選挙人による投票で選出されるシステムであり、2020年2月3日に、最初となるアイオワ州での民主党集会が行われた。民主党の候補者を選ぶ選挙党大会が行われたが、新たに導入した集計用のアプリにトラブルが起き、結果の取りまとめが大幅に遅れてしまった。アイオワ州民主党は、およそ1700の会場で紙に残された手書きの記録を確認し、集計結果を順次発表していくことになったというが、電子機器を使ったシステムの信頼性が問われる事態となった。SNS時代の選挙はどのように変わってしまうのであろうか。

参考文献

- 1) インターネット選挙運動等に関する各党協議会、改正公職選挙法（インターネット選挙運動解禁）ガイドライン第1版、平成25年4月26日
- 2) 東京新聞、2019年7月10日朝刊
- 3) 日本経済新聞、2019年8月20日朝刊
- 4) れいわ新選組 HP「ふなごやすひこ」および「木村英子」の項目
- 5) 武田雅俊、SNS時代のゴールドウォーター・ルール、医学のあゆみ、印刷中
- 6) 武田雅俊、森村安史、精神科医の情報発信と社会的役割 - 米大統領選挙と - ゴールドウォーター・ルールをめぐって -、臨床精神医学 48(8), 921-927, 2019
- 7) 414 F.2d 324 (2d Cir. 1969), Barry M. Goldwater, Plaintiff-appellee, v. Ralph Ginzburg, Defendant-appellant, Warren Boroson, Defendant, And Fact Magazine, Inc., Defendant-appellant, <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/414/324/84727/>
- 8) 396 U.S. 1049 (90 S.Ct. 701, 24 L.Ed.2d 695), Ralph GINZBURG et al., petitioners, v. Barry M. GOLDWATER, No. 687, <https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/396/1049>
- 9) American Psychiatric Association, “The Principles of Medical Ethics With Annotations Especially Applicable to Psychiatry”, 2013 Edition
- 10) Tarasoff v. Regents of the University of California 17 Cal. 3d 425, 551 P.2d 334, 131 Cal. Rptr. 14, 1976
- 11) Woodward B, Fear: Trump in the White House (邦訳『Fear 恐怖の男 トランプ政権の真実』) Simon & Schuster, New York 2019
- 12) Mueller RS, The Mueller Report, Melville House Publishing, New York, 2019
- 13) Brooks D, Trump’s Enablers Will Finally Have to Take a Stand, The New York Times, August 5, 2016, <https://www.nytimes.com/2016/08/05/opinion/trumps-enablers-will-finally-have-to-take-a-stand.html>
- 14) Kessler G, A year of unprecedented deception: Trump averaged 15 false claims a day in 2018, The Washington Post, December 30, 2018,
- 15) Oquendo MA, The Goldwater rule: Why breaking it is unethical and irresponsible, American Psychiatric Association, Aug 03,2016,
- 16) American Psychiatric Association, APA Reaffirms Support for Goldwater Rule, News Release, Mar 16, 2017, <https://www.psychiatry.org/newsroom/news-releases/apa-reaffirms-support-for-goldwater-rule>
- 17) Frances A, I helped write the manual for diagnosing mental illness. Donald Trump doesn’t meet the criteria, STAT, September 6, 2017
- 18) Hoffman DH, Carter DJ, Vilgucci Lopez CR, et al. Report to the special committee of the board of directors of the American Psychological Association; Independent review relating to APA ethics guidelines, national security interrogations, and torture. Chicago, Sidley Austin LLP, 2015
- 19) Greene R, Is Donald Trump mentally ill? 3 professors of psychiatry ask president Obama to conduct a full medical and neuropsychiatric evaluation,” Huffington Post, December 17, 2016
- 20) Lee BX ed, The dangerous case of Donald Trump; 27 psychiatrists and mental health experts assess a president. St. Martin’s Press, New York, 2017
- 21) Lee K, Trump and the Goldwater Rule: When is it OK to voice a professional opinion about the mental health of the president? Los Angeles Times, June 19, 2017, <http://www.latimes.com/nation/la-na-goldwater-rule-20170619-htmstory.html>
- 22) Glass L, “Dealing With American Psychiatry’s Gag Rule,” Psychiatric Times, Jul 20, 2017, <http://www.psychiatrytimes.com/couch-crisis/dealing-american-psychiatrys-gag-rule>
- 23) Dodes L, Schachter J. Mental Health Professionals Warn About Trump, Letter to the Editor, The New York Times, February 13, 2017
- 24) Dodes L. Sociopathy. In The dangerous case of Donald Trump (Lee BX ed), PP83-92, St. Martin’s Press, New York, 2017